

一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度規程

(名称と目的)

第1条 認定制度の名称は一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度（以下本制度）とする。

第2条 本制度は質量分析技術の医療応用に従事することができる人材の育成と臨床検査法としての質量分析技術の普及およびその標準化を推進し、国民の健康と科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本制度は先天代謝異常症の診断、医薬品の TDM、薬物中毒診断、臨床化学、臨床微生物等、質量分析技術の医療応用に従事する者および従事予定の卒業見込み者を対象とする。

(制度の運用)

第4条 本制度の運用は一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度委員会が行う。本制度委員会に加えて、一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士制度実行委員会を置くことができる。

(認定基準)

第5条 本制度の認定基準は以下の通りとする。

1 新規の認定要件

- 1) 一般社団法人日本医用マススペクトル学会会員であること。
- 2) 一般社団法人日本医用マススペクトル学会主催の医用質量分析認定士講習会に参加し、試験に合格すること。

2 認定・審査料は 20,000 円 とする。ただし、いかなる理由でも返金しない。

(認定の更新と更新要件)

第6条 本制度における認定の更新は以下の基準により行う。

1 更新は5年毎、取得または更新後4年を経過した所定の時期に申請可

2 更新要件は以下の通りとする。

5年間の間に、学術集会（年会）に2回以上参加し、うち少なくとも1回については発表があること。共同演者も含めるが、支部会のみでの発表の場合は2回とする。

3 認定更新・審査料は 20,000 円とする。ただし、いかなる理由でも返金しない。

(認定の取り消し)

第7条 一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士は、次の各号の事由によりその資格を取り消される。

- 1 認定の更新申請が行われなかったとき
- 2 一般社団法人日本医用マススペクトル学会医用質量分析認定士としてふさわしくない行為があったとき

第8条 前条第2項の判定は制度委員会が審議に基づきこれを行い、理事会の承認を得て決定される。

(雑則)

第9条 本規程の改廃は理事会の承認を受けなければならない。

第10条 本規程を施行するため、別に細則を定める。

附則

- 1 本規程は、平成25年9月26日から施行する。

附則

- 1 本規程は、平成27年9月17日から施行する。
- 2 本規程は、平成30年9月6日から改訂・施行する。